

認証の詳細

<家庭用簡易物干し>

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 合成樹脂成形加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	1. 適切に成型加工ができること。
2. 切断加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	2. 適切に切断加工ができること。
3. 曲げ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	3. 適切に曲げ加工ができること。
4. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	4. 適切に穴あけ加工ができること。
5. プレス加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	5. 適切にプレス加工ができること。
6. 溶接加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	6. 適切に溶接加工ができること。
7. 研磨加工設備 (当該製造工程を有する場合に限る)	7. 適切に研磨加工ができること。
8. 組立加工設備	8. 適切に組立加工ができること。
<p>ただし、合成樹脂加工設備、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、溶接加工設備、研磨加工設備及び組立加工設備で製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 外観及び構造試験設備	1. 金属製直尺 (JIS:B7516 昭和 57 年) 又はこれと同等以上の性能を有するもの。0.5kgf が測定可能なばねばかり又はこれと同等以上の性能を有するもの。
2.	2.
(1) アームの耐荷重試験設備	(1) 重錘又は荷重試験機 (0.5kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの)
(2) アームの引張試験及び曲げ試験設備	(2) 重錘又は荷重試験機 (アームに対し、水平方向及び鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの) 及び試験に必要な治具を備えていること。
(3) ピンチの取付け強さ試験設備	(3) 重錘又は荷重試験機 (ピンチに対し、鉛直方向に 5kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの) 及び試験に必要な治具を備えていること。
(4) フックの取付け強さ試験設備	(4) 重錘又は荷重試験機 (フックに対し、鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの) 及び試験に必要な治具を備えていること。
(5) スタンドの耐荷重性試験設備 (Ⅱ型のみ適用)	(5) 重錘又は荷重試験機 (スタンドに対し、鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの) 及び試験に必要な治具を備えていること。
(6) 掛け具の耐荷重性試験設備 (Ⅲ型のみ適用)	(6) 重錘又は荷重試験機 (掛け具に対し、鉛直方向に 10kgf の荷重を 1 分間加えることのできるもの) 及び試験に必要な治具を備えていること。
3. 耐衝撃性試験設備	3. 「家庭用簡易物干しの SG 基準」の 3 項の耐衝撃性試験が実施できる設備をそなえていること。
4. 定ひずみ環境応力き裂性試験設備	4. 「家庭用簡易物干しの SG 基準」の 4 項の定ひずみ環境応力き裂性試験が実施できる設備をそなえていること。
5. 安定性試験設備 (Ⅱ型のみ適用)	5. 傾斜台 (15 度まで徐々に傾斜角度を上げられるもの。)

<p>ただし、定ひずみ環境応力き裂性試験設備及び安定性試験設備について、その試験技術の状況により、製一般財団法人製品安全協会が認める者にあつては当該試験設備を備えることを要しない。</p>	
--	--

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形状	(1) 吊下式 (2) 自立式 (3) 引掛式
構造	(1) ピンチを有するもの (2) ピンチを有しないもの
材質	(1) 合成樹脂性のもの (2) 金属製のもの (3) その他のもの

表4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>・申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT</p>

委託検査機関	<p>◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（吊り下げ式）のもの 39,600 円（税抜 36,000 円） ・ II 型（自立式）のもの 48,400 円（税抜 44,000 円） ・ III 型（引掛式）のもの 44,000 円（税抜 40,000 円） <p>・ ピンチがある場合は別途加算があります。 4,400 円（税抜 4,000 円）</p> <p>・ フックがある場合は別途加算があります。 4,400 円（税抜 4,000 円）</p>	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
	<p>◆一般財団法人ポーケン品質評価機構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（吊り下げ式）のもの 20,790 円（税抜 18,900 円） ・ II 型（自立式）のもの 27,830 円（税抜 25,300 円） ・ III 型（引掛式）のもの 24,090 円（税抜 21,900 円） <p>・ ピンチがある場合は別途加算があります。 19,800 円（税抜 18,000 円）</p> <p>・ フックがある場合は別途加算があります。 3,300 円（税抜 3,000 円）</p>	

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター ＜大阪事業所＞ 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891</p>	2 棹/型式 試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。
	<p>◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 ＜生活用品試験センター＞</p>	

	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 電話 06-6577-0124	
--	--	--



表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 2 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 9mm×20mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <p>① I 型 (吊り下げ式) 及び III 型 (引掛式) のもの</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給ラベルの場合</p> <p>図 2 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 22×22mm です。 交付単位は 20 枚です。</p> <p>② II 型 (自立式) のもの</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 2 協会支給ラベルの場合</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。</p> <p>申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所に SG ラベルを送付します。</p>

<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図2に示すSGマークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="842 315 1134 600" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">図3 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは3.0mm上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>
---	---

表8：工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ I型（吊り下げ式）及びⅢ型（引掛式） 2.2円/棹（税抜2円/棹） ・ II型（自立式） 11円/棹（税抜10円/棹） <p>※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

I 形（吊り下げ式）及びⅢ形（引掛式）のものはなし II 型（自立式）のものは購入日より 2 年間
--

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	<p>◆一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター</p> <p><大阪事業所> 〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内 TEL 06-6788-8134 FAX 06-6788-7891</p> <p><東京事業所> 〒135-0052 東京都江東区東雲 2-11-17 TEL 03-3527-5115 FAX 03-3527-5116</p>
	<p>◆一般財団法人ポーケン品質評価機構</p> <p><生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京事業所> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381</p> <p><名古屋営業所> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山生活用品試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上海愛麗服装檢驗修理有限公司（中国） ・常州市波肯紡織檢測有限公司（中国） ・青島紡檢驗有限公司（中国） ・SGS 香港株式会社（中国） ・SGS Taiwan Limited（台湾） ・SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・SGS CSTC Standards Technical Services Co,Ltd. Hangzhou Branch（中国） ・財団法人 FITI 試験研究院（韓国） ・PT. SGS INDOONESIA（インドネシア） ・SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・SGS Thailand Ltd.（タイ）

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人化学研究評価機構 高分子・評価センター	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（吊り下げ式）のもの 39,600 円（税抜 36,000 円） ・ II 型（自立式）のもの 48,400 円（税抜 44,000 円） ・ III 型（引掛式）のもの 44,000 円（税抜 40,000 円） <p>・ ピンチがある場合は別途加算があります。 4,400 円（税抜 4,000 円）</p> <p>・ フックがある場合は別途加算があります。 4,400 円（税抜 4,000 円）</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し同等性確認検査のみで認証を受けることができます。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（吊り下げ式）及び III 型（引掛式） 2.2 円/棹（税抜 2 円/棹） ・ II 型（自立式） 11 円/棹（税抜 10 円/棹） <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650 以下</td> <td>7,700 円（税抜 7,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1600</td> <td>15,400 円（税抜 14,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1601～400</td> <td>30,800 円（税抜 28,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4001～10000</td> <td>46,200 円（税抜 42,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650 以下	7,700 円（税抜 7,000 円）	651～1600	15,400 円（税抜 14,000 円）	1601～400	30,800 円（税抜 28,000 円）	4001～10000	46,200 円（税抜 42,000 円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料											
650 以下	7,700 円（税抜 7,000 円）											
651～1600	15,400 円（税抜 14,000 円）											
1601～400	30,800 円（税抜 28,000 円）											
4001～10000	46,200 円（税抜 42,000 円）											

<p>一般財団法人ボ ーケン品質評価 機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（吊り下げ式）のもの 39,600 円（税抜 36,000 円） ・ II 型（自立式）のもの 48,400 円（税抜 44,000 円） ・ III 型（引掛式）のもの 44,000 円（税抜 40,000 円） <p>・ ピンチがある場合は別途加算があります。 19,800 円（税抜 18,000 円）</p> <p>・ フックがある場合は別途加算があります。 3,300 円（税抜 3,000 円）</p> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し同等性確認検査のみで認証を受けることができます。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I 型（吊り下げ式）及びIII型（引掛式） 2.2 円/棹（税抜 2 円/棹） ・ II 型（自立式） 11 円/棹（税抜 10 円/棹） <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="470 1254 1125 1512"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650 以下</td> <td>11,000 円（税抜 10,000 円）</td> </tr> <tr> <td>651～1600</td> <td>17,600 円（税抜 16,000 円）</td> </tr> <tr> <td>1601～400</td> <td>30,800 円（税抜 28,000 円）</td> </tr> <tr> <td>4001～10000</td> <td>44,000 円（税抜 40,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650 以下	11,000 円（税抜 10,000 円）	651～1600	17,600 円（税抜 16,000 円）	1601～400	30,800 円（税抜 28,000 円）	4001～10000	44,000 円（税抜 40,000 円）	
ロット数	検査料											
650 以下	11,000 円（税抜 10,000 円）											
651～1600	17,600 円（税抜 16,000 円）											
1601～400	30,800 円（税抜 28,000 円）											
4001～10000	44,000 円（税抜 40,000 円）											

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 9mm×20mm です。</p> <p>① I 型 (吊り下げ式) 及び III 型 (引掛式) のもの</p> <div data-bbox="740 584 999 696" data-label="Image"> </div> <p>図 1 協会支給ラベルの場合</p> <p>図 2 示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 22×22mm です。</p> <p>② II 型 (自立式) のもの</p> <div data-bbox="751 987 1027 1256" data-label="Image"> </div> <p>図 2 協会支給ラベルの場合</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>

<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の表面又は裏面に図3に示すSGマークを貼付、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="821 313 1109 604" data-label="Image"> </div> <p>図3 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは5.0mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表8の手数料をお支払いください。</p>
---	---

【作成・改正履歴】
2025/1/1：料金変更